

令和8年度 労働災害防止にかかる設備等導入促進助成金事業実施要領

令和8年4月1日

一般社団法人 滋賀県トラック協会

1 助成制度の対象

助成の対象となる設備は労働安全衛生法に対応した設備等（要綱の別紙参照）を導入する一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という。）の会員事業者。

2 予算及び助成限度

400万円（ただし、1会員事業者当たり6万円を限度とする。）

3 助成対象

助成対象は、要綱の別紙に記載の設備等とする。

4 助成交付額

助成交付額は、要綱の別紙に記載の設備等につき、取得価格の50%の費用を助成する。ただし取得費用に送料や消費税、デザイン料、オプションの費用の本体価格の他は含まない。（取得価格の50%は、¥1,000円未満の金額は切り捨てる。）

1会員事業者当たりの助成額の上限は6万円までとする。

5 申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日（必着）

※上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

令和8年度労働災害防止にかかる設備等導入促進助成金交付要綱

令和8年4月1日

一般社団法人 滋賀県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という。）は、事業用トラックの労働災害ゼロを目指すため、労働災害防止にかかる設備等（別紙参照）を導入する会員事業者（以下「会員」という。）に対してその費用の一部を助成することで労働災害防止等に資することを趣旨とする。

（対象装置）

第2条 助成の対象は、別紙に記載の設備等とする。

（助成交付額）

第3条 助成金の交付額は、別紙に記載の設備等につき、取得価格の50%の費用を助成する。ただし、取得費用には送料や消費税、デザイン料、オプションの費用の本体価格以外は含まない。（取得費用の50%は、¥1,000円未満の金額は切り捨てる。）1会員事業者当たりの助成額の上限は6万円までとする。

（助成金の申請）

第4条 会員は、設備導入が完了したときは、別紙様式1「労働災害防止にかかる設備等導入促進助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という）に添付書類を加えて、滋ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第5条 滋ト協は前条の助成金交付申請書の提出があったときは、審査し条件に適合すると認めたときは会員に対して助成金を交付する。

2 助成金の交付については、会費滞納事業者に対する取扱規定を適用する。

（財産の処分制限）

第6条 会員は、交付対象となった設備を購入の日から起算して1年間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

（その他必要な事項）

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、専門委員会で協議し、理事会をもって決定する。

（附則） 令和8年3月25日

本要綱は令和8年4月1日から適用する。

労働災害防止にかかる設備等

○労働安全衛生規則第151条の67関係

- ・昇降設備を助成する。

○労働安全衛生規則第151条の74関係

- ・保護帽（ヘルメット）

※型式検定に合格した「墜落時保護用」のヘルメットを助成する。

○労働安全衛生規則第59条の第3項関係

- ・安全帯（フルハーネス）

※「墜落制止用器具」としては胴ベルト型（一本つり）及びハーネス型（一本つり）を助成とする。

※胴ベルト（U字つり）は、助成するものではありません。

ゴミのポイ捨て防止にも役立つ災害用トイレ

○携帯用トイレ

※災害用に限らず、持ち運びができる携帯用のトイレを助成する。

車輪の脱落防止器具等

○ボルトマーキングスプレー

※ボルトに線を引きナットの緩みが目視で確認できるスプレー（消すためのスプレーを含む）

○ホイールナットリテーナー

※ナットに装着することでナットの緩みやタイヤの脱落を防ぐ器具を助成する。

○ホイールナットマーカー

※ナットに装着することで、ナットの緩みが目視で確認できるマーカーペンを助成する。

熱中症対策にかかるワークウェア等

○労働安全衛生規則第612条の2

- ・サーキュレーターや空調服の設備等及び経口補水液や塩分タブレット等の消耗品等について熱中症を防ぐ目的で使用する物を助成する。

各助成対象は原則、別ページの一覧表の通りとする。

労働災害防止にかかる設備等導入促進助成金事業 対象機器一覧

令和8年9月7日現在

助成対象の機器は当助成金事業の要領及び要綱に合致するものとし、原則として次の一覧表の通りとする。

※メーカー名及び型式は、指定しない。ただし、助成対象となる名称は次の一覧表の通り。

区 分	名 称
安全設備	昇降設備
	保護帽
	安全帯
	携帯トイレ
	ボルトマーキングスプレー
	ホイールナットリテーナー
	ホイールナットマーカー
体温調節ウェア	空調服、冷感ベスト、ネッククーラー等
送風・冷却機器	サーキュレータ、ミストファン、スポットクーラー、運転席用送風シート等
日よけ用品	日よけシェード（車両・事務所設置用）等
熱中症対策 モニタリング機器	熱中症指数(温度)計、熱中症(特別)警戒アラート等
熱中症予防飲食物	ミネラルウォーター類
	スポーツ機能性飲料
	茶系飲料
	経口補水液
	塩分タブレット
	塩飴
冷却・保冷用品	冷凍保冷剤、保冷シート、保冷袋、飲料保冷容器、氷のう、冷感スプレー等

様式1（第4条関係）

一般社団法人滋賀県トラック協会 会長 様

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

⑨

電 話 番 号

※代表者印をご捺印ください

担 当 者 名

労働災害防止にかかる設備等導入促進助成金交付申請書

労働災害防止にかかる設備等導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について下記のとおり申請します。

記

助成金申請額 _____ 円

※¥1,000円未満の金額は切り捨てる。

※助成金申請額は取得費用（送料、消費税、デザイン料、オプションの費用の本体価格の他は含まない）の50%とする。

※1事業者あたり、上限¥60,000円とする。

1. 内訳 別紙のとおり

2. 振込先銀行口座

銀 行 名		支 店 名	
種 別	当 座 ・ 普 通	口 座 番 号	
口 座 名 義	(フリガナ)		

3. 添付書類

●導入明細書

●納品書（写）

※納品書を発行されていない場合は、代わりに宣誓書を提出

●誓約書

●請求書（写）

●領収書（写）

導入明細書

令和 年 月 日

営業所・支店名

営業所（支店）

No.	種 別	個 数	導 入 日
1	※種別は別紙の対象機器一覧表をご参照のうえご記入下さい。	個数： 台 (個)	令和 年 月 日
2	※種別は別紙の対象機器一覧表をご参照のうえご記入下さい。	個数： 台 (個)	令和 年 月 日
3	※種別は別紙の対象機器一覧表をご参照のうえご記入下さい。	個数： 台 (個)	令和 年 月 日
4	※種別は別紙の対象機器一覧表をご参照のうえご記入下さい。	個数： 台 (個)	令和 年 月 日
5	※種別は別紙の対象機器一覧表をご参照のうえご記入下さい。	個数： 台 (個)	令和 年 月 日
6	※種別は別紙の対象機器一覧表をご参照のうえご記入下さい。	個数： 台 (個)	令和 年 月 日
7	※種別は別紙の対象機器一覧表をご参照のうえご記入下さい。	個数： 台 (個)	令和 年 月 日

※本紙が複数、必要な場合は、適宜コピーしてご提出下さい。

※導入日は令和8年4月1日～令和9年2月26日まで

別添

令和 年 月 日

一般社団法人 滋賀県トラック協会 会 長 様

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

⑩

※代表者印をご捺印ください

宣 誓 書

この度、

(種 別 ・ 個 数)
を 台 (個)
を 台 (個)
を 台 (個)
を 台 (個)
を 台 (個)

を導入致しましたこと
宣誓致します。

別添

令和 年 月 日

一般社団法人 滋賀県トラック協会 会 長 様

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

印

※代表者印をご捺印ください

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して、助成金の要綱及び要領に記載あります目的での導入でありますとともに、国の補助金交付申請を行わないことを、ここにお誓い致します。

記

1. 設備名（助成対象機器名）

（ 種 別 ・ 個 数 ）	
を	台（個）
を	台（個）
を	台（個）
を	台（個）
を	台（個）

2. 導入年月日

令和	年	月	日
令和	年	月	日
令和	年	月	日
令和	年	月	日
令和	年	月	日